

個別機能訓練加算 I 算定可能なケース

※表中、●の看護師(非常勤)はサービス提供時間中(10時から17時まで)配置されている

例1 サービス提供日(月曜日～金曜日)10時から17時まで

配置職種		月	火	水	木	金	土	日
機能訓練指導員	機能訓練指導員A(常勤)	●	●	●	●	●		
看護師	看護師B(常勤)	●	●	●	●	●		

※月曜日～金曜日のすべての曜日で算定可能である。

例2 サービス提供日(月曜日～土曜日)10時から17時まで

配置職種		月	火	水	木	金	土	日
機能訓練指導員	機能訓練指導員A(常勤)	●	●	●	●	●	休み	
	機能訓練指導員B(常勤)	休み	●	●	●	●	●	
看護師	看護師C(常勤)	●	●	●	休み	●	●	
看護師	看護師D(非常勤)	休み	休み	休み	●	休み	休み	

※月曜日～土曜日のすべての曜日で算定可能である。

例3 サービス提供日(月曜日～土曜日)10時から17時まで

配置職種		月	火	水	木	金	土	日
機能訓練指導員	機能訓練指導員A(常勤)	●	●	●	●	●	休み	
	看護師B(常勤)						●	
看護師	看護師B(常勤)	●	●	●	休み	●		
看護師	看護師C(非常勤)	休み	休み	休み	●	休み	●	

※月曜日～金曜日は機能訓練指導員Aにより算定可能である。土曜日は看護師Bが機能訓練指導員に専従していることから、看護師の人員基準を満たす必要があるため、別の看護師Cを配置することで算定可能である。

個別機能訓練加算 I 算定不可なケース

※表中、●の看護師(非常勤)はサービス提供時間中(10時から17時まで)配置されている

例1 サービス提供日(月曜日～金曜日)10時から17時まで

配置職種		月	火	水	木	金	土	日
機能訓練指導員	機能訓練指導員A(常勤)	●	●	●	●	●		
看護師	看護師A(常勤)	●	●	●	●	●		

※加算 I の算定要件は、機能訓練指導員の常勤専従が必要のため、看護師Aが機能訓練指導員Aを兼務しても、当該加算の要件は満たせていない。

機能訓練指導員Aと看護師Aは同一人物である。

例2 サービス提供日(月曜日～土曜日)10時から17時まで

配置職種		月	火	水	木	金	土	日
機能訓練指導員	機能訓練指導員A(常勤)	●	●	●	●	●	休み	
	看護師B(非常勤)						●	
看護師	看護師B(非常勤)	休み	●	●	休み	●		
看護師	看護師C(非常勤)	●	休み	休み	●	休み	●	

※月曜日～金曜日は機能訓練指導員Aにより加算 I を算定可能である。しかし、看護師Bは非常勤であるため、土曜日に機能訓練指導員を専従しても算定できない。

注: 上記の算定例は、代表的な事例のみを記載していますのでご留意下さい。